

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和8年6月
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和8年4月23日から令和8年5月22日まで、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集を行った結果、5件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表いたします。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間 令和8年4月23日（木）～令和8年5月22日（金）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 意見数

提出意見数 5件（提出者数5名）

3. 問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課
電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41615）
直通：03-5253-8565